

# 加速する 議会改革。

来年3月に、県内で初めての「議会基本条例」の制定を目指す御船町議会（田中隆敏議長）一。そこには、町民の意志を町政に反映させ、町民との約束をつくろうと15名の議員が心をつなげた新たな挑戦です。今月号では、御船町議会が開催した御船町議会基本条例シンポジウムでの講演やパネルディスカッションを振り返りながら、議会改革の最前線に迫ります。

「議会と町長は地方自治の政府。御船町の価値観を世界へ発信」



講演&コーディネーター

全国町村議会議長会  
議事調査部長

岡本 光雄氏

おかもと・みつお  
昭和51年全国町村議会議長会採用。平成元年自治大学講師養成講座修了。市町村アカデミー講師、全国町村議会議長会議事調査部長などを務める。57歳



パネリスト

北海道栗山町議会  
議長

橋場 利勝氏

はしば・としかつ  
平成7年4月北海道栗山町議会議員に初当選。現在、4期目。文教厚生常任委員会会長を経て、平成12年10月栗山町議会議長に就任。現在、議長3期目。64歳

「議会と行政では町は創れない。お任せ民主主義を住民参加に」

私たちが議会改革を進めたきっかけは、平成12年の地方分権法がきっかけです。自分たちの地域は、自分たちの責任で使途を決めていく時代となりました。栗山町議会は平成13年から、分権時代の議会の在り方という議会改革を進めてきました。その基本に置いたのは、「開かれた議会と情報の公開」であり、透明度です。

平成14年から議場にカメラを置いて、インターネットで放映しました。（ほかにも）自治法に認められた参考人招致という制度があります。住民負担を伴う議案は、参考人を招致して、住民の意見を聞くものですが、

5件くらいは修正したと思います。（また）定例会のたびに議員が質問者の名前と項目を書いた、ピラ、ポスターを議員自ら貼っています。少しでも住民に（議会を）傍聴に来ていただきたい思いからやってきました。陳情や請願は、必ず提案者と呼んで意見を聞いています。条例の中には、住民の政策提案も位置づけています。やはり、住民の意見を聞くことが大事で、町民の政策提案という位置づけが妥当です。

そして、何よりも一番大きかったのは、「議会報告会」です。私たちの改革の柱となりました。正しい情報を伝えることに

政府というと、（東京都の）霞ヶ関、永田町、中央政府をイメージされると思いますが、身近に「御船町の政府」があります。みなさんが選んだ町長や、議員で構成する議会があり、町長側には職員がいて、一定の条例は議会で作ることができます。予算も議会が決められます。これは「地方の自治体の政府」です。町長と議員は、二元代表制で、どちらも住民の代表です。私は、二元ではなく根っこは一元で、住民だと思っています。主権者に替わって、（地方）政府の仕事をやってもらおうと、議員と町長を選んでいきます。だから、住民が基本です。簡単に言えば、住民に雇われた、議員と町長です。だから、選んだ人、雇った人がしっかりしないといけません。これは、都道府県も国も同じです。法律の範囲内で地方自治体は、条例を制定することができます。これは条例制定権の一番根っこです。法律の趣旨、地方自治の本旨、地方自治のキーワードに内容が反していなければ、基本条例は法律の範囲内で収まると解釈します。

（北海道）栗山町は、憲法の解釈を見事にやってのけた、実際に議会基本条例を作り、先がけとなりました。栗山町議会基本条例では、「豊かな議会を築きたいと思う」と書いてあります。これは、議会が人格をもった現れで、議場の中の議会では駄目だということです。これは、①議会としての約束②町民との約束③執行部との約束④個々の議員との約束を書いた議会版のマニフェスト（約束）だと思っています。住民は、自分たちに替わって、（議会で）予算や条例の審議をしてもう代理人ですから、自分たちで選んだ以上は、1期4年間は、議員はサポーターになってもう関係をつくっていかねばと思います。（これからは）まちづくりや議会を多く語る機会を増やしていくことが大事です。良いまちづくりというのは、町長も議会も目的は一緒ですが、役割が違います。良いまちづくりは、「世界に通用する価値観」です。ぜひ、「御船から日本に限らず、世界に発信」して欲しいと思います。

## 解説・栗山町議会基本条例の特徴

栗山町基本条例では、「分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実に必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与する目的」として、次のようなルールが設けられている。

- 1 町民や団体との意見交換のための議会主催者による「一般会議」を設置
- 2 請願や陳情を「町民からの政策提供」として位置づけ
- 3 重要な議案に対する「議員の態度（賛否）を公表」
- 4 年1回の「議会報告会」の開催を義務化
- 5 議員の質問に対する町長や町職員の「反問権」（逆質問）の付与
- 6 「政策形成過程」（町が提案する予算、条例など）に関する資料の提出の努力義務
- 7 5項目にわたる「議決事項」の追加
- 8 議員相互間の「自由討議」の推進
- 9 「政務調査費」（政策調査の研究活動などに支給される費用）に関する透明性の確保
- 10 議員の「政治倫理」を明記
- 11 「最高規範性」（議会運営の基準）と4年に1度の「見直し」
- 12 町民から議会運営に関し提言を聴衆する「議会モニター」を設置
- 13 有識者に政策づくりへの助言をもらう「議会サポーター」の導入



PANEL DISCUSSION

よって、住民の意識も高くなっていきます。議会と行政だけのまちづくりでは、創れるわけがありません。やはり住民の参加があって、本当に良い町が創れます。ここ（御船町）は、そういう意識が高い町だと思っています。ぜひ住民も、お任せ民主主義ではなく、議会や行政を検証していったらいいと思います。

次に、最良の意志を決定するにはどうしたらいいか、議会は言論の広場であり、当然、自由討論です。討論を通じて、お互いに論点や争点を表して、公開していくことが議会としての使命です。議会基本条例が住民と

の約束と言われている根底にあるものは、住民参加と情報の公開を住民と共有することです。そして、住民と共に歩むということが基本でもあります。これは、マニフェスト（約束）で、住民との契約であると思っています。

これからの課題は、地方議会が地方政府であり、議会は立法です。当然、住民のためになるいろいろな条例を作っていくことが、議会の使命であると思っています。分権時代では、国は絶対に譲ることは余りありません。だから、地方から勝ちとること（が絶対に必要）だと思っています。



御船町議会基本条例の制定を目指す御船町議会15名